

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成31年4月24日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、イワマさんから。

○記者 毎日新聞のイワマです。

本日の委員会で、特重施設の関連でお尋ねしたいと思います。まず、今回、方針として、基本的には期限を過ぎた場合には原発を停止させることに決まりましたけれども、こちらについて、御所感とございますか、議論を終えての御感想などありましたら、お願いいたします。

○更田委員長 感想と言われてもというところはあるのですが、御承知のように、先週、CNO会議で、いわゆる原子力部門の責任者との間の意見交換、これは通常、伴委員が進行して、委員が1名ないし2名出ているのですが、委員長の出席をと言われたこともあって、私もその席にいたわけですが、そこで特定重大事故等対処施設、特重施設について、期限までの完成が間に合わなくなりつつあるという表現だったので、要するに、間に合わなくなるから期限について検討をという趣旨の説明がありました。こういった問いかけがあった以上は、規制委員会としては答えるべきだろうと。ただし、CNO会議には委員全員が出席しているわけではないので、判断であるとか、見解をその場で伝えるのはふさわしくないのでは、今日の委員会で5人で議論して、回答といたしますか、返答する形ではありますけれども、規制委員会の考え方を明らかにした。5人、それぞれ意見が異なることもあるのでしようけれども、意思統一を図ろうということ。

一つは、CNO会議で事業者から伝えられたのは、状況変化があったのでということで、彼らの言うところの状況変化というものが使われていたのだけれども、どうも、その席でも、状況変化というのがいかなる状況変化なのか釈然としないところもあった上に、私たちは工事計画について工認の申請、その前には設置変更許可の申請の際に工事計画というのは社長名で出されていて、今日、川内の例が参考資料についていましたけれども、ああいった形で工事計画については聞いていると。直近のもので言えば、今年に入ってからのものであっても工事計画の変更はなされているわけではないので、どちらが

公式かというところ、私たちは、社長名で提出してもらっている工事計画が正であって、そこにはいわゆる状況変化なるものは表れていない。

そうは言っても実態はというおつもりなのでしょうけれども、状況変化というのは、今日、石渡委員も言及されていたけれども、極めて大きな自然災害があったとか、そういったものは状況変化ではあるけれども、建築物を造るというものに関して、様々な事情、例えば、岩盤が固かったとか云々というのは、これは、本来、建設に際して考慮されているべきことであろうし、それから、審査会合での議論を受けて設計変更して工期が掛かるとなったのであれば、間に合わないという見通しが立ったのであれば、その時点で伝えられるべきものだし、工事計画の変更が出されるべきものですが、この時期になって伝えられるものが全うな状況変化に当たるものとはちょっと考えにくい。そこで、期間についての議論を今日行って、方針、結論については、今日、皆さんに見ていただいたとおりです。

- 記者 今回の委員会の中で、そうした期限については変えないことが方針として決まりました。ただ、その一方で、委員の中には、個別の事情を聞くですとか、そうした話もありましたけれども、例えば、個別の事情をこれから聞いていくことですか、あるいは今回の議論を受けて工認の変更申請を出してきた場合ですか、事業者に対する、ある種、猶予という言い方はおかしいかもしれないですが、そうしたお考えはいかがでしょう。
- 更田委員長 CNO会議で事業者の個別の詳細な事業を聞いてもらいたいというのが資料の中にもあったので、聞くことまで私たちははねつけるつもりはなくて、当然、個々の事業者の事情を彼らが伝えたいのであれば、その事情は聞きますけれども、一方で、個別の事情によって今日の方針が適用されないという例はおそらくないだろうと思います。それこそ石渡委員が言及されたような、極めて予測が難しい大きな事情が個別の事業者にあるのであれば、だから可能性はゼロとは言いませんけれども、しかし、CNO会議で聞いた限りで言えば、いずれの事業所についても、今日の方針の適用を免れるケースがあるとは私は思いません。
- 記者 事業者の中には、遅れてきた理由について、一番の理由は工事が大規模なものであることを挙げていますけれども、その前段階での工事計画、工認の審査の長期化ですとか、そうしたものもあったのではないかと考えてしまうのですが、期限に間に合わなくて原発が停止した場合に、規制委員会への訴訟リスクですとか、そうしたものが出てくるとは思うのですが、それについてはどのように考えておられるでしょうか。
- 更田委員長 これは率直に言って、規制委員会も今おっしゃるような訴訟リスクは常に抱えているし、電力事業者も別の意味で訴訟リスクは常に抱えているわけだけれども、これは訴訟のリスク云々を交えて考えるべき事柄ではないと思います。やはり原則論から言って、バックフィットに関して言えば、期限を設ける際には十分に個別の事業

者のものも含めて、事業者意見を踏まえて期限は設定します。そうでないと継続的な改善などというのは不可能だというのは常に申し上げているとおりですけれども、一方で、一旦設けた期限を、特段の参酌すべき理由が見つからない中で期限の変更をするというのは、これはやはりしてはならないことなのだと思います。できないから延ばしますと。

さらに、これは国際アドバイザー会議でも言及がありましたけれども、何らかの措置がある期限までにできない時というのは、一般に代替案を求めるというケースはありません。本来的には代替案を事業者が提案してくる。例えば、何らかの検知器だとか、センサーが一定の期限までに取り付けられません。そうなったときに、そのかわり、1日に2回とか3回とか巡視点検をしますとか、そういう代替策は、あるケースにおいては、これは規制上のプラクティスでは、代替策が充当なものであったら、さらに猶予するというケースはあり得るけれども、特定重大事故等対処施設、これは様々な機能を持っているので、どの部分が代替できて、どの部分が代替できないかは議論のあるところだと思いますけれども、CNO会議での説明に具体性を欠いていたのは、ただ単に間に合わなくなりつつあると言っているだけで、だから検討してくださいと。事業者としては、最大限の努力として、どこまで何ができる、どの機能は果たすことができるけれども、どの部分が足りないというような個別の言及も一切なく、ただふわっと特定重大事故等対処施設の完成が間に合わなくなりつつある、だから検討してくれと、これに 대응というのは、それを特段の事情と考えて期限を見直すというのは、これはできないことであるし、それから、CNO会議が終わった後、改めて条文、規則等に当たったわけですが、基準不適合状態になったときに、期限が来た状態で、そして例えば、運転中であれば、サイクル末期までの運転が考えられるわけだけでも、不適合状態になって、なお運転が続いているという状態を原子力規制委員会が命令等、具体的なやり方については事務局に、今日、検討を命じましたけれども、その状態を維持した状態というのは、明らかに法的に健全といいますか、維持できるような状態ではないという判断が今日のベースであります。

○記者 規制というのはもちろん独立したものでなければいけないですし、私もこうしたテロ対策の、ほかのものであっても、そうしたものは必ず守るべきだと思っております。ただ、一方で、稼働済みの原発、最大9基に関わってくるわけですが、そうした社会的な影響も、実際停止になったら大きいと思います。そうしたことに関しては、規制の在り方について改めてお尋ねしますが、どのように考えておられるでしょうか。

○更田委員長 今、お尋ねのような点に関しては、原子力規制委員会を設置しようとする国がどうか、国会が、どういった組織を作ろうか、設けようかと言って幅広い議論を重ねられて原子力規制委員会の設置に至ったわけで、その過程において、何物にもとらわれず原子力の安全に専念する、これは規制の独立という意思を込めて、規制の虜という言葉が、これは国会で直接的に使われた言葉ではないかもしれないけれども、レギュラトリーキャプティブというのは、古くから経済用語なり政策で使われている言葉で、

規制当局が規制を行っているときに、規制対象である事業、産業に対して、いつの間にか取り込まれてしまうと。これを避けるためにどうしたらいいか。やはり何物にもとらわれず、科学的、技術的な知見をもって施設の安全を考えるという組織を作ろうとしたわけで、その法律に基づいて作られている組織ですから、社会的な影響云々といっても、今回の特定重大事故等ケースの、少なくとも特定重大事故等対処施設の完成を求めることにおいて、社会的事情を考慮してというのは、そもそも原子力規制委員会の設置の趣旨にかなったものではないと考えます。

○記者 長くなるので最後の質問にさせていただきますが、先ほどのお言葉の中で、今回、遅れると申してきた3社が、このタイミングで、差し迫った状況の中でこうした形での報告をしてきたということがありました。もっと前段で見きわめることができたと思われるのに、こうした形で、差し迫った状況で報告してきたことについて、3社に対して、何か思いなどはありますでしょうか。

○更田委員長 例えば、穴を掘ってみたら非常に固いと。通常、ボーリングしますよ。ボーリングして地盤を確認しなかったら、設置変更許可などは受けられないもの。設置変更許可の段階で、特定重大事故等対処施設の審査の段階で地盤がどういうものであるかは彼ら自身が立証しているわけですよ。で、いざ、実際工事が始まったら、知っていたとおり固かったのですと、そんな説明はおよそ通るものでもないし、あの席で出席者のお一人が見通しが甘かったとおっしゃっていたけれども、それは工事に対する見通しが甘かっただけではなくて、規制当局の出方に対しても甘かったのではないかと私は思います。差し迫ってきて訴えれば何とかかなると思われたのだとしたらば、それは大間違いだと思う。事業者との間のコミュニケーションが極めて重要だというのは私たち自身も言っていることであって、だからこそ事業者意見の聴取は様々なところで行っているわけで、この意識は事業者の方だって当然持つべきで、工期に変更があったら、その時点で伝えてくるはずのものだし、例えば、穴を掘るのが困難だったら、それは設置変更許可の段階でもう既に伝えられるはず。ないしは、これは特重施設だから余り詳しくは申し上げられないけれども、設置位置の変更等があって工期に影響が出るようであれば、その時点で伝えられるべきものであって、事業者は、常に規制当局は事業者と緊密なコミュニケーションをとってくれと訴えていますけれども、こちらこそそう言いたい。事業者は問題なり何なり、事情を把握したのだったら、速やかに規制当局に伝えるべきであって、差し迫ってきてからテーブルに出せばというのは、コミュニケーションをとろうとしなかった側にも大きな責任があると思います。

○記者 今の御発言の中で1点だけ確認させていただきたいのですが、先ほど差し迫った状況で訴えればというお言葉がありましたけれども、それは規制当局に対してそうした事情を訴えればという意味で使われたという理解でよろしいでしょうか。

○更田委員長 先週のCNO会議がそれに当たります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

同じ特重施設の関係で伺いたいのですけれども、委員長は定例会の中で、福島第一原発の教訓にも触れられていたのですけれども、この部分を具体的に教えていただいてもよろしいですか。

○更田委員長 まず、非常にざっくりと大きなところで言えば、そもそも東京電力福島第一原子力発電所事故以前の規制においては、一旦認められたものは十分に安全だというスタンスに立ってしまって、その後の改善、規制の強化、要求の強化がなされてこなかった。全くなされていなかったとは言わないけれども、設置許可を受けた炉はもう安全ですという立場に立っていた。私たち原子力規制委員会は、新しい知見があれば、先日の大山の火山灰でもそうですけれども、ないしは高エネルギーアーク火災もそうですけれども、新しい知見、新しいデータ、新しい見解があったらば、それを検討して規制を強化していく。さらに言えば、事業者に対して望んでいるのは、規制が強化される以前に、彼ら自身も安全性向上の努力を続ける。これなくしては原子力の利用というのはおぼつかないだろう。

特定重大事故等対処施設も、東京電力福島第一原子力発電所事故のときに、何とか水をつっ込めないか、どこかで電気はないかと、あれだけ日本中が注視したわけです。様々な現場の人の努力によって、一部は成功し、一部は何とか。しかしながら、事故を回避することはできなかつたし、その影響も非常に大きなものだった。現在の特定重大事故等対処施設がない状態での原子力発電所においても、様々な重層的な重大事故対策がとられていて、多くのは従事する人たちが走り回るといふか、動き回ることによって、モバイルはモバイルのよさもあって、しかしながら、福島第一原子力発電所事故が教えてくれているものは、非常に大きな脅威に対しては、重層的な対策をとらなければいけない。そういった意味で、例えば、炉心に緊急に冷却水を注入するといったときに、特定重大事故等対処施設の場合は既にセットアップされたもので、制御するところからの操作、非常にざっくり言えば、スイッチ一つで水が入っていく形になっている。こういった対策を重ねて設けるといふことは、さらに前進していくのだということ、まさに東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓であって、バックフィットをかけていくこと全体がそうです。その中の一つの大きなものが特定重大事故等対処施設だという意味で私は申し上げました。

○記者 その流れでおっしゃっていたと思うのですけれども、特重施設がなくてもリスクが急に増大するというものではないのだけれども、特重施設を設けなければならないというのは、絶えず向上していかなければいけないという考え方に沿う、その考え方に沿うということが大事だと思うのですけれども、このあたりは改めていかがでしょうか。

○更田委員長 まさにおっしゃるとおりで、例えば、運転中の原子力発電所がある時点で

特定重大事故等対処施設の設置期限を迎えました。今日、迎えました。昨日と今日で、ないしは明日で、リスクを比べたところで変わるわけではない。しかしながら、期限までにそういった新たな施設や新たな対処を加えていかなかったら、例えば、設置に手間取っているのも、もう少しということ繰り返していったら、基本的に新しい規制に対する精神に関わるものだし、継続的な安全性の向上なんてとても望めない世界になってしまう。やはりこれはいつか来た道に戻るか、戻らないかの分かれ目だろうと思います。

○司会 それでは、ヤマグチさん。

○記者 プラッツのヤマグチです。

今朝の5人の委員の方々での御判断、よく分かりますが、これは内々にディスカッションみたいなのはおありだったのでしょうか。つまり、CNO以降、今日に至るまでの間では。

○更田委員長 それぞれの委員が、関係条文はどうなっているであるとか、それから、CNO会議での事業者の資料だけでは分からない個別の発電所における、例えば、工認や設置変更許可を行う際の審査の経緯であるとか、そういったものは事務局に対して確認をいただろうと思います。私自身も関係条文に関しては改めてチェックをしたし、そういったことはしたけれども、委員間の議論と呼べるもの、判断に関わるような議論と呼ぶものは、私たちは常にカメラの前でやっていますので、特に意見交換みたいなことは、私の知る限り、行ってないと思います。

○記者 二つ目です。代替案というものにも委員会の席でも委員長は触れられましたが、その趣旨として、私の記憶ですと、特重の施設の性格を考えた場合に、代替案そのものが出るのは難しかろうということをおっしゃってらしたかと思うのですが、ここを噛み砕いて、どういう面で難しいのか、お考えはありますか。

○更田委員長 これはなかなか簡単な議論ではないと思います。例えば、いわゆる重大事故、シビアアクシデントですね、冷却不全であるとか、冷却剤喪失であるとか、そういったものを起因としておきるシビアアクシデントに関して言えば、特定重大事故等対処施設は、どちらが本体で、どちらがバックアップかというのはまた議論はありますけれども、重層的な対策の一つの層をなしている。田中前委員長は一時、バックアップという言葉が使われていて、バックアップが必ずしも正確かどうか、私はちょっと疑問はあるのですが、そういったシビアアクシデントに対処する施設としては、そもそも、もう既に設置されている設備やモバイル設備に対して、それをさらに加えるものとして、ですから、代替が全く不可能かと言うと、技術的には不可能ではないかもしれない。一方で、特定重大事故等対処施設はテロ対策の性格も持っていて、これはあえて余り詳しく申し上げませんが、意図的な航空機衝突の対策などは、特定重大事故等対処施設が現在の設計で持っている能力をほかの対処方法によって代替するのはかなり難しいと思います。

○記者 私も個人的に代替案なるものがあり得るのかどうか、素人考えで考えてみたのですが、私の理解が足りなくて申し訳ないのですが、期限が来ても、そのまま動かして、次の定検に入ります、そこで完了してくださいみたいなものは代替案とは言いがたい、そもそも物理的にはデッドラインを延ばすという意味合いにはなるわけなのですが、そういうのは代替の範疇には、定義には入らないものでしょうか。

○更田委員長 代替案の中で一番すっきりする代替案は、その時点で施設を止めますと、それを代替案と言うかどうかは別としてですけれども、それも代替案の一つなのです。今の御質問は、申し上げたように、ほかの委員と個別には意見の交換をしていませんけれども、私の場合は、一つのケースとして、運転期間中にその期限を迎えたときに、今おっしゃるように、特段の停止命令等を出さずに、基準不適合状態にはなるのだけれども、サイクル末期まで運転して、そうすると、定期事業者検査が不適合の状態では終了しないので、次に立ち上がらないと。そういったケースについても考えはしたのです。それがいいという意味ではなくて、いくつかの例として。考えたのだけれども、ただし、期限が来た時点で基準不適合という状態が生まれるわけで、この不適合という状態で、その後の運転状態に対して、それを見過ごすことが、今日、看過するという言葉を使いましたけれども、法的に見ても、ないしは規則に照らしても、それから、何よりも原子力規制委員会の姿勢に照らしても、それがかなったものかと考えたときに、それはやはり到底許容できるものではないだろうと。それが今日の結論に至った一つの理由であります。

○司会 それでは、一つ前の方。

○記者 エネルギージャーナル社のシミズです。

今の質問に関連するのですが、設置期限を迎えたときにどういう対応をするかというのは、委員長おっしゃった施設の停止とか、いくつか、こういう対応があるよというのが、規則上というか、想定されているものはあるのですか。規定されているものは。

○更田委員長 条文にきちんと当たると、そんなに幅のあるものではない。私たちがそれに従おうとしている、既に定めている規則等に従うと、まず、期限を迎えた時点で、技術基準に適合していない状態に入るのは明確です。適合していないものに対して、無理やり考え出せば、何もしないというのが、これは選択肢と言えるかどうかですけれども、何もしないとどうなるかというと、予定されたサイクルの終わりまで運転して、次は立ち上がってこないという形。ただ、先ほども申し上げたように、明らかに規則の内容、それから、これまで原子力規制委員会が方針としてきたものに照らして考えてみると、基準に不適合、適合しない状態が発したときに、私たちはそれを見過ごすことはできないだろうというのが、繰り返しになりますけれども、今日の結論です。

○記者 今のお話で、期限を迎えるのは今後1年から3年ぐらいまでの間と理解していますが、資料にあるバックフィット運用に関する基本的な考え方があるではないです

か。平成27年の11月に規制委員会として出している。私の理解の仕方がおかしいのかどうか、これを読むと、要するに、施行の際の経過措置というのは、事業者の状況を見て設定できると読めるのですけれども、その辺はそういう理解でよろしいのでしょうか。それともおかしいのでしょうか。

○更田委員長 それはその理解で結構です。要するに、期間を設定するときは、できないことをやれというのは規制として正しいアプローチではありませんので、例えば、今回のケースで言えば、工事計画認可を受けた日から5年間と、この5年間という数字を設定するときには、当然、現場の状況、現場というのは事業者の状況は意見を聞きますし、それから、パブリックコメントという形で社会からの意見も聞いて、そういった意味で、設定のときには当然のことながら事業者を含めたいろいろな声を聞いて、それを考慮して期間を考える。ただ、今回のケースは、一旦決めた期間がそろそろ来るので、守れません、守れなさそうだ、何とかしてくださいと。それをやったら、基本的に継続的な改善などは望めません。

○記者 ということは、期限内で施行措置、規則や何かを改めて定めるという考えはないというぐらいの理解でよろしいのですか。

○更田委員長 そうですね、原則としてそれは言えると思います。

○司会 それでは、左の列の真ん中の方。

○記者 韓国のKBSと申します。

委員長はもちろん、こっちにいらっしゃる皆さん、十分御存じの内容だと思うのですが、海外メディアということもあって、概要的な御質問を先にさせていただきたいと思います。まず、福島原発のメルトダウンの状態、放射能物質や汚染水の規模、廃炉、もしくは今後の処理計画等はどのようになっているものなのでしょうか。お願いします。

○更田委員長 まず、環境に今、与えている影響ですけれども、例えば、地下水であるとか、炉心の近くのところを流れている水に関して言うと、サブドレインという井戸での水の汲み上げ、それから、これは効果は限定的かもしれないけれども、いわゆる遮水壁、さらに言えば、海側の遮水壁という鋼板を打ち込んである。これでコントロールはできている。それから、東京電力も含めて、非常に詳細なモニタリングをやっています。そういった意味で、現在、東京電力の福島原子力発電所が環境に有意な影響を与えているということはありません。

それから、リスクを考えても、例えば、仮に福島第一原子力発電所の近くに人がお住まいであっても、再び避難をお願いしなければならないようなリスクは存在しないと考えています。ですから、福島第一原子力発電所は現在、環境や周辺の人に与える影響という点では、私は安定した状態にあると言えると考えています。

一方で、廃炉作業はまだまだこれからいくつもの困難が待っています。特に原子力規制委員会としては、そこで働く人たち、従事する人たちの安全に関しては、これまで以

上に注意を払ってこなければならない。これから格納容器や圧力容器の中に残されている核燃料物質、放射性物質にだんだん手をつけることになりますけれども、いまだに非常に高い放射線量がありますので、従事者安全というのは非常に大きなポイントだと思っています。

繰り返しますけれども、サイトの外に影響を及ぼす可能性は極めて小さくなっていると考えています。

○記者 そうしますと、汚染水のことでお聞きしたいのですが、現時点では海の方に放出するという立場でよろしかったのでしょうか。そうであれば、それに対する根拠、あるいは科学的な立証とかはあつてのことなのでしょうか。いかがでしょうか。

○更田委員長 まず、言葉の訂正ですけれども、汚染水ではなくて、処理済水です。処理をした水です。トリチウムという核種は取り除くことができないので、その中に含まれています。これの処分の仕方に関しては、原子力規制委員会は明確な方針といたしますか、見解を示していて、希釈して、告示濃度という、基準を守る形での海洋への放出が現実的な選択肢であるという見解を示していて、それは変わりません。今、申し上げた告示濃度制限という基準は、環境に影響の出ないように定められているもので、その範囲を守る限りにおいて、健康影響や、あるいは海産物への影響は科学的に考えられるものではありません。

○記者 ありがとうございます。もう一つ、そこでお仕事をされている方々のことなのですが、今後、外国の人も活用するという報道がありましたけれども、それについてちょっとお聞きしたいのと、そういった方々の、実際働くにおいて専門性を持たせるのかどうかですね。持たせるものであれば、教育はどのようにされていらっしゃるものなのでしょうか。

○更田委員長 これはまだ東京電力から直接具体的な話を聞いているわけではないので、仮定の話になりますけれども、原子力に関わる規制を行う規制機関として、外国人を雇用する、ないしは外国の方にああいった現場で働いていただくことに関して、直接的な規制権限があるものではないですけれども、一方で、ああいった困難な場で働く人に対して、十分な知識を持ってもらうこと。例えば、教育もそうですし、それから、状況に対する理解を持ってもらうことが大変重要だし、さらには、何か起きたときのコミュニケーションがきちんをとれるかどうかは大変重要なことだと思っていますので、これは作業内容にもよるのだらうと思っています。廃炉作業といっても、単純作業から、様々な判断を必要とするような作業、さらには放射線に対する十分な遮へい、放射線を浴びないように考えつつ作業をしなければならないケース等、様々な作業がありますし、あれだけ困難な廃炉作業に取り組むわけですから、国外にも優秀な技術者はいっぱいいて、やはり借りられる力はかりたいと考えるのは当然なので、一概に外国の方が廃炉作業で働くことを否定はしませんけれども、やはり十分な配慮、十分な準備が必要だと思いますし、今後具体的な提案があれば、それはまた議論して考えていくところではあります。

○記者 最後の御質問になるかと思うのですが、先ほど言葉の訂正をされましたけれども、汚染水ではなくて処理済みの水を放出することなのですが、処理済みの水を放出することに対して、日本の国民の一部の皆さん、あるいは韓国の方もそうなのですが、近隣諸国も心配されていると。そこに対する理解を求める、あるいはそれを納得させるようなものとしては、いかがなものがあるのでしょうか。

○更田委員長 御心配があるのは当然のことだと思います。これはよくお話しすることなのですけれども、通常の原子力発電所、普通に運転している、事故を起こしていない原子力発電所でも、トリチウムを含んだ水は海洋に放出しています。これは日本だけではなくて、また炉型によっては非常に多くのトリチウムを放出する炉もあるので、各国の原子力施設、それから、再処理施設などもトリチウムを含んだ水を海洋に放出しています。そういった意味で、トリチウムを含んだ水の海洋への放出はいくつも前例のある話なので、きちんと基準が守られれば、福島第一原子力発電所も例外ではないと私は考えていますけれども、しかしながら、一方で、炉心が溶けるような大きな事故で、そこを冷却するために使った水、一旦、ものすごく汚れた水ですね、それを処理したものであるといったところで、当然、心理的には強い抵抗を持たれるのは理解できますので、心配を持つ方が国内だけでなく国外におられることは十分理解のできることだと思います。であるからこそ、当然、規制当局だけではなくて、その判断をする推進当局、資源エネルギー庁であるとか、そして何よりも東京電力がきちんと理解を得るために、あるいは納得を得るための説明は進めるべきだと思いますし、これは公開性や説明責任の観点からも、繰り返し理解を得るための努力は続けるべきだと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、オオサキさん。

○記者 NHKのオオサキです。

特重の議論に戻ってしまうのですが、先ほど代替案の話があって、委員長の御見解はわかったのですが、例えば、そういった提案を電力会社がしたいということで、個社であっても、あるいは業界であったとしても、そういった意見を聞くこと自体は否定されるものではないということなののでしょうか。

○更田委員長 どんな内容であっても、話したいというのを聞かないとはやらないつもりではありますけれども、ただ、それによって、今日議論した方針が左右されるとはちょっと考えにくいです。

○記者 分かりました。あと、それに関連する部分でもあるのですが、個別の事情を聞くことはやぶさかではないということは、伴委員であったり、田中委員であったり、委員の方の中でも結構御意見としてはあったかと思うのですが、最後の取りまとめの段階で、委員長として結論を明示された中には、そういった対応の、どこまでの状況をどうフィックスしたのかがちょっと分かりにくかったなという気がするのですけ

れども、これは、例えば、明文化するであるとか、どこまでの範囲でどういうことを決めたのかは分かるようにはなるのでしょうか。

○更田委員長 文書化については、今のところ考えていなかったですけれども、ただ、期限が来たときに具体的にどうするかという手順を、今日、長官に対して指示をしたところですが、その具体的手順は、おそらく規制委員会に報告されたときに文書化されたものになるので、その紙によって、今、オオサキさんの言われた趣旨は明確になるのだらうと思います。

確かに、そういった余地があるかのような議論に聞こえたかもしれないけれども、私としては、できるだけ早く規制委員会の姿勢は明確にしておきたかった。というのは、先週、CNO会議を受けて今週と、非常に早いように思われるかもしれないけれども、ずるずると様々な選択肢があるかのような状況にしておくというのはよくないし、それから、事業者にとってもよくないだらうと考えたので、もし規制委員会の中で非常に意見が割れるとかいうなら、割れているという状態を見ていただくことにも意味があるだらうし、そういった意味で、私はできるだけ早い時点で規制委員会はこう考えているというのを伝えたかったし、それは考えていた程度には明確になったと思っていて、私たちはどうしても、理系が5人集まっているからかもしれないけれども、ゼロというのはゼロではないという言い方になるのだけれども、それでもやはり期限を迎えたものに関しての施設の利用は許されないということは明確にしたつもりです。

○記者 あと、細かい手続もあるので、これからということかもしれないのですが、当然、運転していれば停止命令をかけることになると思うのですが、定期検査中に自動的に不適合になってしまった原発はどうするのかであるとか、あるいは不適合になった原発を動かそうという場合は何か特段の手続なり対処なりが求められるのかということについてはどうでしょうか。

○更田委員長 運転中のものであれば、その時点で不適合になりますので、どういう呼び名になるのか分からないけれども、一般的に言えば運転停止命令のようなものを、これは事務局に具体的なものを考えてもらいますけれども、かけて、運転はそこで停止をする。それから、定検中のものであったら、特定重大事故等対処施設が完成しない限り、定検から立ち上がっていかないというのは自然ですね。工認の認可を受けて5年たっているけれども、まだ起動していない炉というのに関して言うと、これはやはり最初に立ちあがるときに、特定重大事故等対処施設をともに立ち上がると考えるのが自然だと思います。

○記者 加えて、例えば、一度停止命令なんかをかけた場合に、特段の何か確認行為なんかを行う必要があるのかどうかということ。

○更田委員長 確認行為に当たるのは、多分、特定重大事故等対処施設の使用前検査がそれに当たると思います。

○記者 わかりました。

○司会 それでは、タケウチさん、カワダさん、ドイさん、ミヤジマさんの順番で。

○記者 共同通信のタケウチです。

特重のことでお伺いします。

今日の議論の中では、期限の日が来たときに、そのときに何かリスクが上がるわけではないというお話があったと思います。それはプラント状態が変わるわけではないので、そのとおりだとは思いますが、そもそもテロとはどういうものかと考えたら、もちろん時間や場所を選ぶものではないという意味では、常にテロのリスクがあるというのは、今も、今日もあるということだと思えるのですが、これはそもそも論、新規制基準を作ったときに議論はあったかと思いますが、そういうテロ対策にそもそも猶予期間を設けていること自体について、テロのリスクというものをどう考えているのか。停止中のプラントでもリスクはあるのだぞというところも含めて、どう考えられているのか、改めてお伺いできますか。

○更田委員長 テロのリスクというのは、リスクの一部ではあるのですけれどもね。これはセーフティ、安全に係るリスクでも同じことですが、ただ、テロに関して、厳密に言うと「リスク」という言葉がなじまない部分があるのは、「リスク」というのは、私たち、うるさく言うと、影響と、それから、確率の積なのです。

ところが、テロの確率というのはなかなか捉えられるものではなくて、社会情勢、国際情勢に鑑みたときに、テロのリスクが高まっているというようなことは、定性的には把握できるのかもしれないけれども、なかなか、僕らは「マンメイド」という言い方をしますけれども、人を理由とする行為に関しては、確率論になじまないところがあるのは事実です。

では、テロ対策はどこまでやれば十分で、必要十分な対策というのがどこかというのは、これはなかなか難しい議論です。最も私たちがある意味参照しているのは、国際的な議論で、ただ、テロ対策というのは、余り公の場では、脆弱性を悪意ある者に伝えることになるので、余り公開では行ってはいませんが、設計基礎脅威の設定であるとか、そういったどこまでのテロ対策が必要かという議論はしています。

特定重大事故等対処施設なしでも、ない状態であっても、テロ対策に関しては、一定の私たちが今の時点で十分と考えるテロ対策はとられている。ただし、一層の、例えば意図的な航空機衝突等を考えたときに、その対処がより重厚なものになるという点では大きな変化だと思っています。

○記者 特重の位置づけというところで、安全性向上のものであるということは、規制委員会もそのように言っていると思うのですが、現に新基準の中に盛り込まれていて、新基準もこれはパッケージでやってくれという要求にはなっていると。実際、2013年に新基準が施行されたときには一律5年ということで、今、2019年で、もう5年はたっていて、実際には1個も作られていないというのが現実かと思いますが、これについて

は、今、現状、どのように見られていますでしょうか。

- 更田委員長 これはそもそもの、いわゆる最初の設置変更許可に対する私たちの見通しが甘かったのだと思います。最初、私はプラント側の、当時、もう私はいたので、あのころのことは記憶していますけれども、私がプラントを担当していて、基準作りからプラントの審査へ入って、それから、基準作りの自然災害側は島崎先生がやっていて、当時の島崎委員長代理がやる。審査の方も島崎先生が担当する形でやっていた。

最初、本当に発足したばかりのときとというか、審査が始まったばかりのときに、審査にどのぐらい掛かるかと言われて、私はごくごく安易に半年ぐらいではないのと答えたのですけれども、ところがどっこい、そんなものではなくて、プラント側の審査というのは、厳密に詰めて、しかも事業者側のレスポンスが極めて早かったらば、確かに6か月ぐらいだったかもしれないけれども、例えば設計基準地震動の引き上げに対して、耐震計算のやり直し、そういったもののチェック等を考えると、審査は、とてもではないけれども、半年で終わるものではないということが徐々にわかってきて、実際、早いものでも2年を超えるような審査があった。

そうすると、審査が長引いて、その間、施設は当然止まっている状態で、しかしながら、施行後5年間を迎えました。これは今日の委員会でも申し上げたけれども、それはあんまりだろうということで、議論の末、パブコメを行って、特定重大事故等対処施設の完成を求めるのは、本体施設の工事計画が認可された後だったならば、これは期限の時計の針が動き出すポイントとして最もふさわしいだろうと。そして、そのときに、事業者意見も聴取した上で5年間という期間を設けた。それが経緯だと思っています。

ですから、当初の施行日からというのは、考えが甘かったのだと、正直、そう思います。

- 記者 規制と電力双方にそういう甘さがあったのかもしれないのですが、現に国際的にも、テロ対策やセキュリティというのは高めるべきということになっていますし、もちろん早くやるにこしたことはないという中で、現にできていないし、電力からはまだ時間が掛かるという。リスクではないのかもしれないのですが、この安全確保の状況はどう思われますか。

- 更田委員長 これについては言いたいことがすごくあるのだけれども、ただし、これをやると他国を批判することになるので、ちょっと言いにくいところはあるのですけれどもね。

テロ対策をとっても、我が国の原子力発電所のテロ対策は非常に高い水準にあると思います、設備的にいうと。なぜかという、一方、そうではなくて、例えば特定重大事故等対処施設のようなものは持っていない、あるいはフィルタドベントのようなものを持っていない原子力発電所が運転を許されている国はいくらでもあります。

だけれども、そういった国は、例えば、テロみたいな攻撃に対して対処する部隊が極めて強力だったりする。あるいは民間人が火器を持つ社会と持たない社会とを同列に並

べて考えることも、なかなか、あるいは施設を守る人たちが火器を利用する上でのハードルの高さ、低さも、諸外国と日本とでは非常に大きな違いがある。

ですから、テロ対策等々を考えるとというのは、やはり各国の事情に応じたものを考えなければならないから、少なくともハードウェアに関して、ないしは設備のフィジカルプロテクションに対する意識、防護に対する意識においても、私たちの要求もそうであるし、我が国の原子力施設は非常に高い水準にあるとは思いますが。

ですから、特定重大事故等対処施設がないことをもって、一概にテロ対策に穴が空いていると、そのようには考えていません。

○記者 今回の電力側のそういう要求を見ていると、これはあくまで信頼性向上であると。平たく言うと、プラスアルファなのだということにも聞こえてしまうのですが、規制委員会も信頼性向上というところでは一致しているので、だからこそ、これを急ぐ何か理由、急ごうという姿勢がなかなか見えてこないように思えるのですが、これは急がせるべきではないのですか。

○更田委員長 一般論、原則論からいうと、やはり今ある時点で満足することなしに、常にレベルを上げていくと。ただし、レベルを上げていくときには、この対策を次にとろうとなったときには一定の期間が必要だと。一定の期間を決めたら、決めるときには、先ほどのやりとりにもありましたけれども、それは現場の事情、事業者の意見等も聞いて期間を設定しましょうと。

しかし、一旦決めた期間をずるずる延ばすという形になったら、その後の継続的な改善、レベルアップはできなくなってしまう。だから、期限を決めるときには慎重に行うべきではあるけれども、一旦決めた期限というのは守ることが、今後のテロ対策でも、安全対策を考える上でも、やはり原則として非常に重要だと思います。

○記者 最後に1点だけ。

今回、こういう形で、CNO会議での意見交換という場から、かなり具体的な要望みたいなものに結果的に上がってきた形になっておりますが、先ほども被規制者とのコミュニケーションは非常に重要だということがある一方で、既にもう決めて動き出している個別の規制に対して、かなり具体的に要望が被規制者から出てきて、それに対して改めて、今日は定例会で議論なのか、対応を正式に一つの議題として上げて議論するというのは、これは運用としては、そういう個別の事情が出れば、それは議論はするものなのでしょうか。

○更田委員長 それはケース・バイ・ケースだと思いますけれども、ただ、事業者側から問いかけなり、訴えかけは、どのような場であっても、なされてしかるべきなのだろうと思いますし、例えば震源を特定しない地震動に係る議論のときでも、標準応答スペクトル（案）に対する意見を聞いたときに、ついでに計画期間についても事業者が意見を寄せてきたと。

このこと自体、私は否定しなくて、ただ、あの検討チームの席は経過期間について答

える場ではないので、回答をしていませんけれども、ただ、あらゆる場において、事業者は意見を発信してもらって構わないし、今回、ATENAの議論がありましたけれども、ATENAみたいな組織に期待するのは、今回の特定重大事故等対処施設なんかでもそうですけれども、事業者側に規制当局に伝えたい、あるいは訴えたいということがあったときに、例えば米国のNEIだったらどうするかというと、NEIのトップから委員長宛てに公開書簡、ウェブサイトで引けばいくらでも出てきますけれども、公開書簡を送ります。彼らはレターを送ると同時に、そのレターを公開する。規制側は、当然、それに公開の書簡でもって答える。ないしは、それなら、では、意見交換をやりましょうかといってミーティングを開催したりする。

ATENAみたいな組織を作る非常に大きな眼目の一つは、技術的ないしは科学的な問題、あるいは事業者が抱える問題について、これは別にATENAではなくて、電事連がそれをやりたいと言ったら電事連でもいいですけれども、とにかく例えば公開書簡だって出せるわけだし、ないしはさまざまな機会にCEO、CNOの方々に会っているし、それに、事前の段階でいえば行政面談という仕組みだってあるわけなので、あらゆる機会を捉えて、規制当局に対して事業者の主張、見解は伝えるべきだと思いますし、私たちが常にこちらの見解を向こうに伝えるべきなのだと思います。

○記者 今回も伝えてきて、それが今回はちゃんと事情がきちんと受け入れられる事情ではなかったから、結果的に受け入れてはいませんが、きちんとちゃんとした、逆に言えば、差し迫った何か状況の変化があれば、それは当然、議論の対象にはなったということですか。

○更田委員長 これは当然、ケース・バイ・ケースで、なるほどもっともだなという何か見解なり、主張なり、提案が事業者からあって、でも、事業者が言っていることだから嫌だと、そうはならないですよ、決して。やはり基本的には内容です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、カワダさん。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

先ほどと同じ件なのですけれども、工事計画認可の申請書とかを示された上で、この時期に言われてもということ結構強調されているのですけれども、これがもっと手前の段階だったら検討の余地はあったのか。

○更田委員長 少なくとも個別の事例に関して、議論はできたのだと思うのですよ。例えば審査の段階で、特定重大事故等対処施設の一部の設置位置を変更するというような議論、その際に、工期に関わる議論なり、提案なり、訴えは出ていないのですね。その時点で例えば工期に影響が出ると。そうすると、今度は工期に影響が出ることと、それから、新しい設計の違いのようなバランスの議論みたいなことも、議論としては可能だったと思うのです。

例えばあらゆる施設、非常に多くの施設に関して、非常に早い段階で、工期といいますか、経過期間が不適切だと。例えば5年と決めた数か月後に、5年ではと。そうしたら、見直しがどうかと。可能性としてはゼロではなかったかもしれない。

だけれども、先ほど繰り返し申し上げているけれども、それならば、やはり5年と決めるときに、規模の大きな設備になることは、当然、事業者は承知していましたし、それから、公開されてはいないけれども、これは対テロ対策という意味も含めて、公開はされていないけれども、特定重大事故等対処施設に係る技術情報は十分事業者伝えていたので、彼ら自身、工期の見積もりは持っていたはずで、であるからこそ、彼らは今になって見通しが甘かったと言っているわけで、見通しが甘かったのではなくて、当初から到底実現不可能な計画期間だったら、その時点で議論をするべきであって、期限が迫ってきてというところで俎上に上げて訴えるというのは、それはなかなか受け入れられるものではないというのは御理解いただけると思いますけれども。

○記者 そうすると、今回、電力業界全体としてでしたけれども、今後、BWRとかがだんだん本体の工事計画の認可が出てきて、その早い段階で間に合わないかもしれませんとなった場合、どういう対応になるのでしょうか。

○更田委員長 あくまで間に合うような対応を私たちは求めるし、もし来たときに、その話を聞かないとは言わないです。

○記者 わかりました。

それと、不適合という状態、これは今回の件ではないのですけれども、例えば火災検知ですとか、何かバックフィットで、最初に設定した期限に間に合わずに不適合となった場合でも、代替案を示せば、不適合状態でも運転は可能ということなのですか。

○更田委員長 これはケース・バイ・ケースだと思います。それは対処の大きさといえますか、重さ、安全に与えるインパクトの問題ではあるけれども、例えば、代替策の内容にもよりますけれども、余り正しい例えではないかもしれないけれども、あるセンサーをつける予定だったのが、それが見つからない。そのかわり、そこに24時間人が立っていますと言われたときに、その方が危険だというのは余り考えにくいですね。

だから、十分な代替策であれば、それは計画の期限が来たときにも、その代替策をもって運転を許容するというのは、可能性の議論としてあり得ると思います。

○記者 わかりました。

最後、特重施設の審査、電力会社は長いと言っていますが、4年間、実質、設置許可と認可ですかね、川内の場合ですか、かかっている。この特重の審査の長さというのは、当初の想定とは。

○更田委員長 それほど、特段、特定重大事故等対処施設の変更許可に関わる審査が予想以上に長かったとは思っていません。ちょっと予想外があったとすると、工認の認可を受けたら、すぐに申請されてくると思ったのですよね。というのは、工認の認可の時点で時計の針は動き出しますので、時間から考えれば、本体施設の工認を受けたら、す

ぐに特重施設の申請があると思ったのですけれども、なかなか申請されない施設があって、これは正直、予想外でした。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、ドイさん。

○記者 電気新聞のドイです。

今、カワダさんが、三つお聞きしようと思ったのですけれども、二つもう聞かれたので、一つだけお聞きします。

特重施設は、今、期限からの超過が見込まれるプラントの中には、まだ審査中というものがあると思うのですけれども、CNO会議でも事業者の現状が出されたところで、規制委側で審査の体制に少し手を入れるとか、少し審査のスピード感を意識したような、今後、スケジュールの工夫というのはいり得るのでしょうか。

○更田委員長 審査中とおっしゃっているのは、特定重大事故等対処施設の審査中というものですね。

今でも、実はこれは、だから、悩みではあるのだけれども、今でもなかなか外から見えにくいけれども、今、審査チームのかなりの部分を特定重大事故等対処施設に割いています。ですので、平たく言って、リソースの問題よりも、むしろ事業者のレスポンスで、これは余り審査の中身でどこのどういうやりとりというのが明らかにできないのがつらいところではあるのですけれども、余り今、当方側の、原子力規制委員会、規制庁側の体制に関して、急に強化をしなければならないような余地があるとは思っていません。

できるだけ効率的・効果的な審査を進めたいとは思っていますけれども、これも繰り返し申し上げていることだけれども、やはりきちんとした共通理解を委員会と事業者側との間で形成することが重要であって、今回の措置を受けて、特定重大事故等対処施設の審査が余りに駆け足になってしまうというようなことがあったら本末転倒なので、そんなことはあってはならないと思います。

○司会 それでは、ミヤジマさん。

○記者 FACTAのミヤジマです。

今日の京大の補助金の問題を伺いたいのですけれども、非常に後味が悪いというか、新聞沙汰にもなったから、規制委員会は多分、罰を出す。京大は新しい補助金については、ガバナンスが正せるまで辞退するというか、それが普通の国民の見方だと私は思っていたのですけれども、まず伺いたいののは、この事務連絡ですけれども、この複合科研の川端という所長が書いているのは、補助金は返した、利子はつけて返しているのだから、これから頑張りますとしか書いていなくて、反省、謝罪なし。

これはやはり「原子カムラ」の一つのタイプなのかなと。これは僕は全然理解できな

かったのですけれども、委員長も全く釈然としないのではないのでしょうか。

- 更田委員長 今日、実は委員会の中で「1対4」という言い方をしたのですけれども、私が発言する前に、放射線の事業の方に関しては、採択しても差し支えないのではないかという意見が他の4人の委員から出てしまったので、委員会は合議制ですので、小さな事業の、放射線事業の方の採択。

私も心情としては、総体的に若い助教の方が進める事業に関して、それまで同じ組織に所属しているからということで、採択しないという形で機会を奪うようなことはしたくないというのは、心情的にはそう思うのだけれども、ミヤジマさんがおっしゃるように、組織として考えたときには、あれはあれ、これはこれというのは余り普通の対処ではないし、「原子カムラ」なのか、あるいはよく言われるのは、大学という組織は、やはり教授、助教授、教官の方の権限と責任が非常に重くとられている一方で、事務部門が余り教官の方の進めていることに介入しないような傾向があって、どうしてもプロジェクト型の組織ではありませんので、大学特有のところがあるのではないかと私は疑っているところはあります。

というのは、今日も言及しましたがけれども、会計部門の担当者は執行が遅れていることを承知していたけれども、会計部門の中でその情報・事情を共有しなかった。これはやはり組織的な問題ですので、釈然としないと言われても、確かに放射線の事業で採択することに関しては、是非担当される方はきちんとやっていただきたいとは思いますが、釈然としなさは私にも残っています。

- 記者 私は、この問題はプロセスの問題ですから、本来、これは規制庁の側で長官官房、安井長官が、辞退してもらおうというか、本来、そのように動くのが、私は行政庁だと実は思っていたのです。だから、こういうのを規制委員会でオープンで、4対1でとか、そうではなくて、補助金というのはそれなりに一般的、定型的にたくさんあるわけですから、こういう場合はこうなりますという説明責任が必要なのです。

要するに、もっと言うと、私が「原子カムラ」だと言うのは、これは知る人は知っているけれども、安井さんは京大のたしか原子力核工学ですけれども、ここの所長の川端先生も同じ学科ですから、同じ年ですからね。だから、本当の組織というのは見る人が見たらわかるのですよ。

補助金というのは、大体50万円でもいろいろなことを言われるわけですよ、血税ですからね。だから、これはやはり規制庁がそのようにしっかりやらないと、こういうのを合議制の機関でやっても誤解を生むばかりだし、要するに、ルールに基づいていないと、私はそう思うのですけれども、総務課長、どうですか。本当は辞退してもらわないといけないのではないですか、こんなものは。

- 更田委員長 今日の規制庁の説明の中で、今後、京大はきちんと見ていく、チェックをかけていく一方、私たちも、規制庁の方もこれまで以上にチェックをしていきますという説明で、私はそこに、そのときも余りぴんときた説明ではなかったのは、補助金事業

で、それを委託する国の側が、事業者がちゃんとやっているかどうか小まめにチェックしなければならないようだったら、その事業自体が成立しないと。

補助金事業で、しかも、これは一種、競争的な、提案を受けて採択される事業ですから、どちらも。その採択された事業に関して、採択する側は、ある程度の性善説を持たないと事業は成立しない。大体、国が手とり足とり、細かな箸の上げおろしまでチェックしなければならないような状態というのは、そもそも採択者、採択する事業側を全く信用できないという状況であって、そんな状況だったらそもそも事業が成立をしない。

であるから、やはりこれはミヤジマさんが言われるように、事業者側がきちんとした意識を持ってかつちりチェックをすることが大事なのですが、一方で、ある程度、では、この人材育成に関して、ないしは放射線のものもそうです。規模は違いますが、一連の人材育成の営みの一部であって、今回の事例をもって事業そのものを取りやめてしまわなければならないというような状況を作ってしまうと、全体事情はどんどん悪くなるばかりなので、釈然としないという言い方をしましたけれども、やはりその事業に関しては、今後、これまで以上の注意を払って、事業を続けてみるということだと思います。

そして、ミヤジマさんが言われている、京大がどう考えるべきか。これは放射線の事業の採択に当たって、川端所長がいわゆる書面でもってきちんと、「念書」という言葉が使われましたけれども、示すと。

私は、今日発言をしましたがけれども、文面に期待を持ってしまして、本来とるべき責任は何であったのか、その責任をどうとれなかったのかという、人材育成事業に関する経緯についてもきちんと触れた上で、はっきり変わるのだということを文書で表明してもらえるのであれば、これはやはり教育機関であるという大学というものの性格から照らしていうと、ここで京都大学を全ての事業から一律に切ってしまうというのは、ミヤジマさんからは甘いと言われるかもしれないけれども、やはり教育機関、人を育てる機関に対しては、甘いと言うべきなのか、弾力的と言うべきなのか、柔軟なと言うべきなのか言葉に迷いますが、その組織の特性を捉えた接し方をせざるを得ないと私は思っています。

○司会 それでは、左の列の後ろの方。

○記者 西日本新聞のタゴモリといいます。

また特重施設の話に戻ってしまうのですが、先ほど事業者が規制当局への出方に対しても甘かったのではないかというような御指摘もあったのですが、各社が完成が間に合わなくなるという事態が続発するという結果から振り返ってみても、やはり5年という期間設定の問題ではなく、事業者側の特重施設、ないしは規制当局への向き合い方の問題の結果だとお考えでしょうか。

○更田委員長 それを特定するのは簡単ではないと思います。確かに基準の時点で、特定

重大事故等対処施設に対する規制当局の要求レベルを事業者側が見誤った、ないしは事業者側が予想していた以上の要求レベルであったというようなことは、あるのだろうと思います。

しかしながら、それが事業者に伝えられる、我々の要求レベルが伝えられる。というのは、特定重大事故等対処施設の審査というのは、申請している事業者だけではなくて、他の事業者も同席をしていいということにしてあるのですね。ですから、一番最初は川内1号機、九州電力だと思いますけれども、その審査のときには既に他電力もそれを聞いている。

というのは、なぜそういうやり方をしたかという、やはり申請がずっと後になる事業者もいるでしょうけれども、私たちの要求レベルを彼らに理解してもらう必要がある。したがって、早い時点で規制委員会、規制庁の要求レベルを彼らは把握していたわけで、審査に入った非常に早い段階で、彼らが読み間違いがあったかどうかというのは判明しているはずです。それから、その後、後続のものがある。

結果として非常に多くの施設が間に合わなかったと、間に合わないという結果になったとしたら、それは5年という期間が短過ぎたのか、ないしは事業者の対処に問題があったのか、あるいは規制庁と事業者との間のコミュニケーションに問題があったのか。それはおそらく単純ではないだろうと思います。結果的に多くのサイトにおいて設置が間に合わないということになった場合に、その原因を一つに求めるというのはなかなか難しいだろうと思いますね。

○司会 それでは、どうぞ、後ろ。

○記者 ビーメディアのクラサワといいます。

特重に関連してなのですが、ちょっと思い出してみると、9.11の後、アメリカでB5bというのが、たしか翌年すぐNRCから行政命令が出て、ほとんど全ての原発について、テロ、航空機と、たしか火災、爆発だったかな、非常にスピード感があって、なおかつ、事業者の方はそれを待つのではなくて、むしろ積極的に可搬型のあれを作ろうとか、いろいろなアイデアを出してきて、B5bそのものは完全にオープンになっていないので、私も内容はよくわからないのですけれども、非常にフェーズを分けて、できるところからやっていくと。

つまり、規制側と、それから、事業者側が非常にスパイラルアップするような形でできたのではないかなと想定しているのですけれども、今の規制委員会と事業者のダイアログといいますか、先ほど委員長もおっしゃっていましたが、齟齬(そご)があるのかどうか、NRCとアメリカのB5bをめぐる動きと比較してみて、どのようにお感じになっているか、ちょっと一言だけ伺えれば。

○更田委員長 これはなかなか言いにくいのですけれどもね。何が言いにくいかというと、米国における規制当局や事業者との関係においても、いろいろかみ違いとか、いろいろ

なことが起きていますし、また、そもそも規制の要求レベルの強度も米国と日本では随分違います。

ただ、当然、これを単純に比較するのは間違いで、置かれている自然環境も違うのですから、規制の強度が違うのは当然のことなのですけれども、今年の1月に、NRCの事務局側が求めたシビアアクシデントの緩和策の提案を、NRCの5人のコミッショナーは、1年以上かけて検討した結果、これを否定するとか突き返すのではなくて、書きかえるという形で非常に事務局提案とは違う形で決着をした。外形的には極めて要求を緩める形をとったのですね。

それにはさまざまな理由があって、一律に各サイトに対してバックフィットをかけるというのではなくて、各サイトごとに判断をしていくというような判断をしたのですけれども、このときに、共和党コミッショナー3人が多数意見を形成して、民主党と、それから、インディペンデントの2人の委員が強烈な反対意見を述べて、その反対意見の、もう文書で公になっていますけれども、強烈な対立関係がNRCにもありました。これはシビアアクシデントの、繰り返しますけれども、緩和策に関する規制の強度に関して、意見対立があった。

ですから、米国が必ずしもスパイラルアップというような、スムーズに進んでいるというものでもないとは思っていますし、ただ、一方、事業者に関して、米国の事業者で一つ、米国でできて、何で日本でできないのかなと思っているところがあるのは、まず、彼らが最初にやったのは、電源であるとか、あとは、水を外から供給するときの給水口とかなんかの規格を統一したのですね。

というのは、彼らは「フレックス」というやり方をとっていて、各サイトに電源であるとか給水車を用意するのではなくて、あれだけ大きな国土ですけれども、二つの拠点にそういった施設を置いておいて、いざというときにはそれを航空機でサイトへ運んでつなぎ込む。ただし、そのためには各サイトのつなぎ込むところが規格化されていなければいけないので、まず、その規格化を先にやって、そして、フレックスという対応をとった。

日本の場合は、なかなかフレックスというのは現実的ではないというか、向こうでは、例えば、拠点からモバイルの機器を運ぶのにはFedExと契約をしているそうですけれども、要員はほとんど軍の経験者であって、そういった対処に対する下地ができています社会ではあるのですけれども、日本の場合、こういった輸送みたいなものが米国とは大きく事情が異なるので、むしろ米国より厳しいのは、各サイトごとにそういったモバイルの機器を設けようとしている。

現時点において、日本と米国の違いを踏まえた上で、日本は非常に厳しい要求がなされていると考えていますし、また、バックフィットは、これは各国、どの国と比べても極めて強い権限を法律で与えられていますので、そういった意味で、なかなか自己評価だからあれですけれども、日本の規制というのは、極めて大まかな表現ではあるけれど

も、非常に厳しい規制をとっていると思います。

○司会 それでは、ほか、御質問のある方。

それでは、最後、シミズさん、イワマさんで。

○記者 エネルギージャーナル社のシミズです。

特重施設からちょっと離れて、欧米なんかで小型原子炉、30万キロワットクラスというか、あるいはモジュールとか、そういうのがかなり実証的なものが進んだり、ビジネス的な提案があったりということで、それで、日本も温暖化対策の長期戦略や何かでそういう方向のものが出されそうだといいことがあって伺うのですが、そういう小型炉、モジュールへの規制的な対応というのは、今、どんな状況なのでしょう。そういうのはまだまだ必要ないというような、そんなことなのでしょう。というのは、原子力というのは、計画しても相当長期間掛かりますよね。ということよろしく。

○更田委員長 ごく一般論からまず申し上げますと、現在、全く建設される計画がないから、その議論に関心を持たないという姿勢はとってなくて、国際的に行われているいわゆる新型炉、革新炉に関する議論に関しては、一定の参画の仕方をしています。どっぷりつかるとはいいのですが、そんな暇もないもので。

ただし、新型炉や、新しい炉の構造であるとか設計の考え方に関しては、一定の関心を持っていて、というのは、安全性向上策を考える上で何か参考になる考え方はないか。それから、例えば米国、カナダを中心としていますけれども、新型炉やモジュール炉に関する議論というのは非常に盛んに行われていて、その中には規制の考え方に関わる参考になる議論が行われていますので、全く関わり合いにならないという態度はとってはいないのですけれども、ただ、そうはいいでも、今、私たちは、今ある原子力施設に関してきちんとした監視を行うのが私たちの責任ですから、ごくごく限定的な関心の持ち方をしているというのが実際のところですよ。

○司会 それでは、イワマさん。

○記者 毎日新聞のイワマです。

済みません、2回目になってしまいました。

これまでの特重の議論の中で1点確認させていただきたいのですけれども、先ほどの御発言の中で、十分な代替策などがあれば、聞くことはあるとおっしゃられていました。その十分な代替策、それについては、今後、特重の方を作ること申請してくる電力会社に対してであって、今回議論となっている10原発、玄海も含めれば12基になりますけれども、こちらの方でも十分な代替策などあったら、対応することはあり得るのかというのを確認させていただければと思います。

○更田委員長 再び「ゼロではない」という言い方をしますけれども、限りなくゼロに近いと思います。というのは、特定重大事故等対処施設を、中身を詳細には申し上げませ

んけれども、代替する手段があるとは極めて考えにくいです。

○記者 そうすると、電力会社の方から何か言いたいと言ったら聞くけれども、現段階でそうした可能性というものは、現実的な設備の面から見ても、十分な代替策があるとは考えづらく、限りなくゼロに近いだろうということですね。

○更田委員長 はい。

○記者 かしこまりました。ありがとうございます。

○司会 済みません、見落としていました。左の列の方。

○記者 原子力規制委員会とは直接関わりない問題だと思うのですが、韓国が日本の水産物の輸入規制をしていることに対するWTOの判決がつい最近ありました。その結果についての委員長の思いというのは、どのようなものをお持ちなのでしょうか。

○更田委員長 科学的に我が国の、日本の農産物、水産物の安全が保たれていることは、これは事実として示されているし、十分な説明もされていると思っています。

ただ、結局、これはほかの先ほどの処理済水のお話でもそうですけれども、科学的な事実と、それから、心の問題でどういう方針をとるかというのは、これは個々人ないしは団体、組織、国なり、それぞれの判断というものがあるのでしょうかから、ただし、科学的な事実としては、我が国の産物は十分な安全だというのは、これはさまざまなデータや検査の結果が示していると思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—